

(宛先)

上尾市教育委員会

就学援助費の支給を受けたいので、同意事項について同意の上、必要書類を添付して次のとおり申請します。

同意事項
①校長が必要と認めるときは、上尾市教育委員会が、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費及び修学旅行費に係る就学援助費を当該校長の指定する金融機関の預金口座に振り込むことに同意します。
②支給対象者の認定の審査に必要がある場合には、上尾市教育委員会が世帯について住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給状況等の確認をすることに同意します。

記入日 令和 年 月 日
申請者署名(保護者)
電話番号
住所 上尾市
上記、同意事項①～③に同意します。

学校名 中学校 ※文字は大きくはっきりとご記入ください。

申請児童生徒
氏名
生年月日
学年
市内・市外

世帯状況
氏名
生年月日
現在の住民登録
住居の状況(該当箇所)
申請理由

口座振込依頼書

就学援助費の支給が決定された場合は、以下の金融機関の預金口座に就学援助費(学校給食費及び医療費に係る就学援助費を除く。ただし、既に支払を終えた月分の学校給食費に係る就学援助費を含む。)を振り込んでください。

①前年度に上尾市で就学援助を □受けていた → ②へ → ②前年度と振込口座を □変更しない → 記入不要
□受けていない → 下に記入 □変更する → 下に記入

振込先金融機関
金融機関名
銀行 信用金庫 農協
金融機関コード
本店 支店 出張所
店番・支店コード
口座番号
口座名義人

※金融機関コードは裏面をご参照ください。 ※カタカナで記入 忘れずにご記入をお願いします。 ※保護者名義の口座をお願いします。

□ 次の必要書類は、本日提出できません。 □ 次の必要書類は、きょうだいの申請書に添付してあります。
□ 令和5年度所得証明書 □ 賃貸借契約書 □ 児童扶養手当関係書類(受給中・申請中)
□ 国民年金保険料関係書類 □ その他() ※必要な書類については裏面をご参照ください。

受付場所(受付票交付場所) 担当 受付票交付日 学校受付日 審査結果
上尾市立 学務課 中学校 令和 年 月 日 令和 年 月 日 認定・不認定
認定日
年 月 日

世帯状況	氏名		生年月日	令和5年1月1日現在の住民登録	氏名		生年月日	令和5年1月1日現在の住民登録
	7		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	市内・市外	9		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	市内・市外
8		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	市内・市外	10		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	市内・市外	

必要書類について

必要書類① 前年中の収入が確認できる書類

必要な方… 令和5年1月1日を過ぎて上尾市へ転入した方
 ※令和5年1月1日現在、上尾市の住民登録をしている場合は、収入額等は6月以降教育委員会から確認可能なため、保護者の書類添付の必要はなし

添付書類の例

- 令和5年度（令和4年分）所得証明書

必要書類② 住居の賃貸借契約書などの写し

必要な方… 申請時点において家賃負担がある住居に住んでいる方
 ※住宅ローンは対象外

添付書類の例

- 賃貸借契約書の写し（※年度途中で契約期間の更新をした場合は、更新後の契約書の写しの再提出が必要。）

賃貸借契約書がない場合の添付書類

- 賃貸借契約証明書
- 新年度の家賃額確定の通知
- 社宅家賃額の記載がある給与明細書の写し（直近のもの1ヵ月分）
- 家賃の引き落とし履歴が印字された保護者名義の通帳の写し（通帳の氏名が記載されている部分も含む）

注意事項！

- 住居の所在地・契約者・契約期間（申請日～令和6年3月31日が含まれているもの）・家賃が（共益費、駐車場代は除く）明記されている箇所が必要
- 契約者が同一住所の者ではない場合は、原則家賃を考慮することはできません。
 ただし、領収書（直近のもの1ヵ月分）や家賃の引き落とし履歴が印字された保護者名義の通帳等により、実質的に保護者が負担していることが分かる場合は、考慮できる場合があります。

必要書類③ 手当・措置の証明

必要な方… 次の7項目の手当・措置等を前年度または今年度に受けている方
 ※複数該当する場合は、いずれか1種類のみで可

添付書類の例

- ① 児童扶養手当の受給 → 上尾市役所子ども支援課より交付される児童扶養手当の証書の写し
- ② 国民年金保険料の免除または減免 → 年金事務所から送付される免除または減免の期間が記載されているハガキの写し
- ③ 生活福祉資金貸付の決定 → 社会福祉協議会より交付される生活福祉資金貸付の決定通知の写し
- ④ 生活保護の停止または廃止 → 生活保護法による被保護証明書の写し
- ⑤ 国民健康保険税の減免または徴収猶予 → 市税減免通知書の写し、徴収猶予通知書の写し
- ⑥ 固定資産税または個人事業税の減免 → 市税減免通知書の写し（個人事業税は県税のため、県税減免通知書の写し）
- ⑦ 市民税の非課税（障害者・未成年者・寡婦・寡夫によるもの）または減免 → 非課税証明書の写し、市税減免通知書の写し

主な金融機関コード

金融機関コード	金融機関名	金融機関コード	金融機関名	金融機関コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0128	群馬銀行	1251	川口信用金庫
0005	三菱UFJ銀行	0133	武蔵野銀行	1252	青木信用金庫
0009	三井住友銀行	0516	東和銀行	2963	中央労働金庫
0010	りそな銀行	0517	栃木銀行	4682	さいたま農協
0017	埼玉りそな銀行	1250	埼玉懸信用金庫	9900	ゆうちょ銀行